

夕張市中古住宅取得費補助金交付要綱

平成29年4月19日 策定
平成30年4月 2日 改定
令和 2年4月 1日 改定
令和 3年4月 1日 改定
令和 4年4月 1日 改定

(目的)

第1条 この要綱は、自己の居住の用に供するために市内にある中古住宅を購入した者に対し、補助金を交付することにより、子育て世帯への応援、本市への定住促進及び空き家の発生抑制を図ること、市民にとって持続可能な住環境を維持・向上させていくことから、コンパクトシティを推進するために集約を推進する地域への移住・定住を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 転入者 補助金申請年度の3年度前における4月1日以降に夕張市に転入し、転入の前1年間において夕張市に住所を有していなかった者をいう。
- (2) 子 供 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、中古住宅取得費に係る費用の一部を補助するため、毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象となる中古住宅)

第4条 補助対象となる中古住宅は、次の各号の全ての条件に該当するものとする。

- (1) 人が過去に居住したことがある住宅又は建物標題登記の新築年月日から起算して3年以上経過したもの
- (2) 居住専用住宅又は併用住宅で居住部分が過半であること
- (3) 三親等以内の親族以外が所有していた住宅
- (4) 別表に掲げる区域内に建設された住宅とする
- (5) 昭和56年6月以降に建築した住宅
(昭和56年6月1日に導入された、建築基準法に基づく耐震基準に適合している住宅)
- (6) 取得予定の住宅について、登記原因日が本申請日以降に行うもの

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、自らが居住するため中古住宅を取得する者で、次の各号の全ての条件に該当するものとする。

- (1) 本市の住民として、永住の意志を持って居住し、補助金の交付を受けてから5年以上継続して本市の住民基本台帳に記録され、かつ生活の本拠が本市であること。
- (2) 申請者及びそのものと同一世帯を構成するものが市税等（市道民税、軽自動車税、固定資産税、国民資産税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道使用料および下水道使用料、市営住宅使用料）を滞納していないこと。
- (3) 同一年度内において、第13条の規定による交付申請を行い、補助金交付決定日に属する年度の2月末日（休日その他の公休日に当たるときは、その翌日）までに、第17条による完了届

を提出できること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、中古住宅を購入する経費とする。

2 前項に規定する補助対象経費には、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 第4条の補助対象となる中古住宅に附属する柵、塀、植栽の購入に要する費用。
- (2) 事務手数料及び登記等に要する費用。

(補助金の額等)

第7条 中古住宅の取得額の総額が100万円以上（消費税を除く。以下同じ。）のものに対して交付し、補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助金の額に未滿1,000円未滿の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市民が中古住宅を購入した場合は、取得額（消費税を除く）の25%に相当する額とする。ただし、補助金の額が50万円を超える場合は、50万とする。
- (2) 転入者が中古住宅を購入した場合は、取得額（消費税を除く）の30%に相当する額とする。ただし、補助金の額が75万円を超える場合は、75万とする。

2 前項の補助金に加え、入居者に子供がいる場合には25万円を補助する。

(補助金交付の仮申請)

第8条 申請者は、別に定める申請受付期間内に夕張市中古住宅取得費補助金交付仮申請書（様式1）に定める関係書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

(補助金交付の仮決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、当該申請内容の審査等を行った上で、補助対象の是非を決定し、夕張市中古住宅取得費補助金交付仮決定（却下）通知書（様式2）により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の交付仮決定の際に必要と判断したときは、補助金交付の仮決定について条件を付することができる。

3 第1項の決定後、市長は補助金の交付予定額の変更は行わない。

(交付仮申請内容の変更)

第10条 前条により補助金交付の仮決定を受けた者（以下「交付仮決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、夕張市中古住宅取得費補助金交付仮申請変更届（様式3）に定める関係書類を添えて、すみやかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 住宅の建設用地を市内の別の場所に変更したとき
- (2) 前1号に掲げるもののほか、市長が必要と判断したとき

2 市長は前項に規定する届け出を受けたときは、当該届け出内容の審査等を行った上で、その適否を判断し、夕張市中古住宅取得費補助金交付仮決定変更承認（却下）通知書（様式4）により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金交付の仮申請の取下げ)

第11条 申請者が第8条に規定する申請を取下げようとするときは、夕張市中古住宅取得補助金交付仮申請取下届（様式5）により、すみやかに市長にその旨を届け出なければならない。

(交付仮決定の取消し)

第12条 市長は、交付仮決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の仮決定

を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付の仮決定内容又はこれに付した条件に反したとき
- (2) 虚偽、その他不正な手段により補助金交付の仮決定を受けたとき
- (3) 前2号に挙げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定に基づく取り消しを行うときは、夕張市中古住宅取得費補助金交付仮決定取消通知書(様式6)により、交付仮決定者に通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第13条 交付決定者は、別に定める関係書類が整い次第速やかに申請受付期間内に夕張市中古住宅取得費補助金交付申請書(様式7)を、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第14条 市長は前条に規定する申請を受けたときは、当該申請内容の審査等を行った上で、補助金交付の可否を決定し、夕張市中古住宅取得費補助金交付決定(却下)通知書(様式8)により交付仮決定者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の交付決定の際に必要と判断したときは、補助金交付の決定について条件を付することができる。

(補助金の変更等)

第15条 前条により補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、夕張市中古住宅取得費補助金交付申請変更届(様式9)に別に定める関係書類を添えて、すみやかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 取得予定住宅の場所に変更が生じたとき
- (2) 前1号に掲げるもののほか、市長が必要と判断したとき

2 市長は前項に規定する届け出を受けたときは、当該届け出内容の審査等を行った上で、その適否を判断し、夕張市中古住宅取得費補助金交付決定変更承認(却下)通知書(様式10)により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の交付申請の辞退)

第16条 交付仮決定者又は交付決定者が補助金の交付申請を辞退するときは、夕張市中古住宅取得費補助金交付申請辞退届(様式11)により、すみやかに市長にその旨を届け出なければならない。

(完了届等)

第17条 交付決定者は、登記が完了したときには、夕張市中古住宅取得費補助金交付完了届(様式12)に定める関係書類を添えて、すみやかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定する届け出の提出は、原則として、補助金交付決定日の属する年度の2月末日(休日その他の公休日に当たるときは、その翌日)までに行うものとする。

(補助金交付額の確定等)

第18条 市長は、前条に規定する届け出を受けたときは、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、夕張市中古住宅取得費補助金交付額確定通知書(様式13)により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に反したとき
- (2) 虚偽、その他不正な手段により補助金交付の決定を受けたとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき

- 2 市長は、前項の規定に基づく取り消しを行うときは、夕張市中古住宅取得費補助金交付決定取消通知書(様式14)により、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、夕張市中古住宅取得費補助金返還命令書(様式15)により、期限を定めて返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定により、補助金の返還を命じられた市民は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な自己は、市長が別に定める。

別表(第4条関係)

夕張市社光の一部、住初の一部、本町1丁目～6丁目の一部、旭町の一部、末広1丁目～2丁目の一部、昭和の一部、鹿の谷山手町の一部、鹿の谷1丁目～3丁目の一部、鹿の谷東丘の一部、常盤の一部、若菜の一部、千代田の一部、日吉の一部、平和の一部、清水沢1丁目～3丁目の一部、清水沢清栄町の一部、清水沢宮前町、南清水沢1丁目～4丁目的一部分、清水沢清陵町の一部、沼ノ沢の一部、紅葉山の一部の都市計画法による用途地域内。

(別添区域図参照)

附 則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

この要綱は、平成30年4月 2日から施行する。

この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年4月 1日から施行する。